

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成 26 年 9 月 3 日（水） 17：42～18：09

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

#### <WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

田神 明 横須賀市副市長

上条 浩 横須賀市政策推進部長

惣田 晃 横須賀市健康部副部長

上之段 功 横須賀市経済部企業誘致・工業振興課長

奥村 浩 横須賀市政策推進部都市イメージ創造発信担当課長

松田 優一 横須賀市政策推進部副部長

#### <事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 「住み慣れた町で最期まで暮らす特区」

「横須賀 EV フレンドリータウン特区」

「YOKOSUKA 留学プロジェクト」

3 閉会

---

○藤原次長 少し時間を押しましてすみません。続きまして、横須賀市でございます。

副市長にお出でいただいております。よろしくお願いいたします。

時間が30分程度ということでございますので、最初に10分ぐらいお話をいただきまして、その後、質疑応答ということで。では、八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 どうもわざわざお越しくささいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○田神副市長 改めまして、横須賀市の副市長の田神です。

今日は説明の時間をいただきまして、本当にありがとうございます。横須賀市は、市長を筆頭に全部局が一丸となりまして部長会議などを利用いたしまして、国家戦略特区の取組を進めております。

本日御説明させていただきます提案ですけれども、横須賀市の特性、そして特徴を生かしておりまして、これからの国家戦略になり得るものと考えております。

説明でございますけれども、まず、超高齢化社会に対応し、在宅医療を広げるための提案でございます。

次に、電気自動車を今よりさらに普及する提案でございます。

最後は、市内でも英語留学を促進し、グローバル人材を育てるための提案でございます。

以上の提案につきまして、政策推進部長から説明をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○上条部長 では、早速、説明させていただきます。

一番初めに、「住み慣れた町で最期まで暮らす特区」ということで、こちらの紙で説明させていただきます。

こちらは団塊の世代が後期高齢者となるのが2025年度問題ということになってはいますが、在宅での療養・みとりを可能とする体制を整備するものです。今、8割弱の国民は病院で死亡していますけれども、それが年間120万人、それが2025年になると160万人になります。病院にはもうベッド数がありませんので、どこで亡くなるかという、やはり在宅で亡くなっていく方が増えますし、その医療をしっかりしていかなければいけないと思っています。

横須賀市は40万都市で、首都圏にありますが高齢化が比較的進んでいるところですので、今、在宅療養に力を入れているところです。ただ、それを進めるに当たって、関係法規の一部に支障があると言いますか、その規制緩和がされれば、さらに在宅医療を進めることができると思っていますので、今日はその説明をします。

実施項目としては3項目。外来機能のない在宅診療所の開業規制の撤廃。

配置医を置く特別養護老人ホームへの、在宅医による訪問診療の評価。

電子データベース等、紙ベース以外で処方箋フォーマットを承認することができるようになれば、より進むのではないかと考えております。

詳しくは2ページを御覧ください。

まず、(ア)の外来機能のない在宅診療所の開業規制の撤廃です。こちらは、今現在訪問診療を専門に行おうとする医者の場合、拠点となる自分の外来機能の病院、個人診療場所がないと、そもそも保険医療機関としての開業許可が下りないことになっています。ただ、全ての医者が診療所機能を持つ必要があるのか。自分が開業するためには、やはり5,000～6,000万かかりますので、訪問診療のみをしたいという医者が出てきてもいいのではな

いか。そういう医者が増えれば、明日はこの家庭に20軒伺うとか、その次の日は別の20軒に伺う、そういう訪問を繰り返す医者がどんどん増えてくる可能性が高いのではないかと思います。

2番目の（イ）ですが。

○八田座長 すみません、今のは、訪問専門医の開業を可能とすることというのならば分かるのですが、この文言だと外来機能のない在宅診療所の開業規制の撤廃となっています。家で診ることを在宅診療というのとは分かりますが、在宅診療所というのとは何ですか。

○惣田副部長 基本的に在宅診療というのは患者の御自宅で伺うので、自分のところの診療所に患者が来るということがないのですけれども、今、現状ですと診療所を開業しようとする、外来の機能要件をそろえてくださいという指導がある。

○八田座長 この場合には診療所が普通の家だという話ですね。分かりました。

○上条部長 2点目が、配置医を置く特別養護老人ホームの在宅医による訪問診療の評価ということです。現在、特別養護老人ホームで亡くなる方も増加する傾向にあります、特別養護老人ホームでは入所者の健康管理のために配置医というものを置く義務があります。専門の医者があります。その配置医以外の医者が、特別養護老人ホームに訪問をして医療を行った場合に診療報酬を得ることができない制度になっています。

例えば、特養に配置された医者の専門外の病気を見るときに、やはり特養から病院に移らないといけないとか、そういうことが専門の訪問してくる医者の専門とする例えば循環器とか、それを専門にしている訪問医が訪れて診た場合にも診療報酬がつくという制度にすれば、より特別養護老人ホームから病院に移る必要はなく、そこで診療を受けることができることが可能になると。

○八田座長 この評価というのは、保険医療においてという。

○惣田副部長 保険診療請求ができるという。

○八田座長 保険診療ですね。在宅医による訪問診療というのは、要するに配置医以外の医者という意味ですか。

○惣田副部長 そうです。

○八田座長 なぜ在宅医なのですか。

○惣田副部長 例えば、在宅で通っていた方が特別養護老人ホームに移るという場合があるのですけれども、そうすると、もうそこに入り込むことができない。そこで診療が途切れてしまいますから。

○八田座長 分かりました。

○上条部長 3番目が、そうした御自宅に訪問した医者が処方箋、それを出すときに今紙ベースでの発行になっています。紙ベースでないと認められないのですが、そうしますと、それを薬局に持って行って、それで初めて薬が来るということですが、その場ですぐに電子データベースの中で処方箋を書くことができ送ることができれば、そのまますぐ薬が来ると、そういったようなことが非常に便利になってくるということです。大きくはこの

三つですので、こちらで。

○八田座長 この最後のものは、訪問医一般はできないのですか。開業医ならばできるのだけれども、訪問した場合には紙で出さなければいけないという。

○惣田副部長 どちらでも紙です。今の制度は紙ベースが前提の制度なので、薬局へ行って、紙に書いた処方箋を出して、それで薬と引き換えるというのが今のルールです。

○八田座長 では、これは別に特養とか訪問医とかそういう話ではなくて一般的にということですね。

○惣田副部長 そうですね。

○八田座長 分かりました。

○上条部長 こんなペースでやっていってよろしいですか。

○八田座長 私が質問をし過ぎただけけれども、時間がないからあれですが、全然分からなかったからすみません。

○上条部長 結構です。分かりました。

○上条部長 横須賀EVフレンドリータウン特区、これは端的に、電気自動車をもっと普及させるための特区案です。

4 ページを御覧ください。横須賀には日産がありまして、そこでは電気自動車のリーフを生産しています。横須賀は今でも充電機の設置箇所は全国1位で、電気自動車の普及率も非常に高い状態、元々そういうところがあります。

5 ページを見ていただくと、ただEVの普及に当たっての阻害要因として、やはり車両が高いから、充電設備が充実していないからということがネックになっています。やはり充電設備をいかに普及させていくかということできつかの規制を緩和していけばいいのではないかということです。

7 ページを御覧ください。三つ規制緩和として掲げているのですけれども、一つ目は、一つの充電器を設置する需要場所に1引き込み、電柱から一つの回線しか引き込み線が引けないという状況があります。例えば事業所で3台電気自動車を購入しようとするとして、普通充電器を3台作るわけですけれども、1本の引き込み線しかできないので、それを一つ引き込み線を持ってきて、それを三つに分けて充電器を設置しないといけないということになります。

そうすると、間にキュービクルを設けたりしなければならないということで余分な費用がかかってくる。これの引き込みを例えば3本可能にするということになりますと、費用が非常に少なくて充電器ができてくるということが可能になります。

その下は、自家用電気工作設備にかかる規制の緩和ということで、現在、受電電圧が50kWを超えると、電気主任技術者の選任が必要となります。例えば一般家庭で元々30kWの電気を入れることができる許容量のあるところに新たに電気自動車を購入しようとして、普通充電器をつけると、30kWぐらいのプラスの充電器が必要になってきます。そうすると、その家で50kWを超えてしまうので、電気主任技術者を選任しないといけないということになる

と、費用もかかりますし、手間もかかってくる。ですから、一定の基準を備えている普通充電器であればこういった規制をなくしてもいいのではないかとということです。

特区提案の三つ目の規制ですが、一番上、9ページになります。こちらは大規模商業施設で売り場面積に対する駐車場の設置台数というのが定められていますが、この急速充電器を設置した場合は、そこは駐車スペースではなくて停車スペースとしてカウントされるので、もう一つ余分に駐車スペースを店舗としては作っていかないといけない。通常、電気自動車 came 来た場合には、その停車スペースにとめて充電器につないで買い物に行きますから、当然駐車スペースとしてカウントしてもいいと思うのですけれども、それはあくまで今の売り場面積に対する駐車場の台数にはカウントされないということになっていますので、そうしたものの緩和をしていけばより商店などでも設置しやすくなるのではないかと思います。そのほか、減税措置などを講じて、電気自動車の普及に努めることができるのではないかとということです。

最後になりますが、YOKOSUKA留学プロジェクトというものであります。これの目的は、グローバル人材の育成というものを最初に掲げさせていただいてはいますが、日本企業がグローバル人材を求めているということの中で、やはり英語というのがかなりネックになっていると言えることであります。

3ページを御覧ください。3枚目です。

現在、若い方の新入社員アンケートでは、「海外で働きたいと思うか？」という質問に対して、年々海外で働きたいと思う人の割合が減っているという状況。

○八田座長 ポイントだけお願いします。

○上条部長 最終的には、横須賀は外国人の方が非常に多く住んでいます。その外国人の住んでいる御家庭に日本人の是非ホームステイをしたい。例えば外国に行ってホームステイをするのではなくて、その日本の横須賀の中にたくさんあります家庭にホームステイをして、英語の学習あるいはそういった日本と外国との交流をさらに深めたいというきっかけづくりをしていければと思っています。

たまたま今横須賀市では、6ページ目になりますけれども、米海軍基地内のメリーランド州立大学というのがあるのですが、同大学が行う英語学習プログラムというものを平成27年3月から始めます。これは本格的に基地内に留学をして英語で授業を受けて行うというプログラムが横須賀の中で行われるのですが、それと併せて一般の外国の家庭に日本中からホームステイ、英語を母国語とした家庭に受け入れて、そこから留学に興味を持ってもらったり、外国語に興味を持ってもらうというきっかけづくりにできればいいと思います。

ただ、今、旅館業法というものがあって、業としてお金をとってそのホームステイをするためには、一定の例えば広さあるいはフロントを設けなければならない、あるいは避難器具を設けなければならないという規制がありますので、これもそういった規制をとれば、そういった家庭にホームステイをするということが可能になってくると思いますので、そ

ういった提案であります。

横須賀市からは以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。色々おもしろい提案、ありがとうございました。

原委員、どうぞ。

○原委員 今の最後のホームステイですけれども、これは外国人の人で日本の家庭にホームステイはたくさんありますけれども、あれは今旅館業法との関係はどう整理されているのですか。

○上条部長 あちらも抵触するので、多分今例えば浦安とかの特区の申請の中に上がっているのだと思います。例えばオリンピックで外国の方がいっぱい来る、そのときにホテルが足りないでそういう日本の家庭に泊まる、そういう意味ではなくて。

○原委員 一般的なホームステイで学生が来るのがありますね。子どもが来るのは、お金を取っていないからオーケーだということですか。

○上条部長 そういうことです。

○原委員 一定の経費を払いますとか、そういうようになると怪しくなってくるということなのですか。

○上条部長 そういうことです。

○原委員 今回ののは、ちゃんとこれはお金をお支払いしてやりたいので、旅館業法。

○奥村課長 宿泊料という名目でお金を取ると旅館の許可を取らなければいけないというルールがありますので。

○上条部長 例えば実費相当で1泊当たり1万円払うと。そのときに、今のルールだとグレーだと。旅館業法に引っかかるので1万円、本当は取ってはいけないのだと。ところが、1万円を払ってその家に泊まるということを白にするためには、旅館業法の規制以外のところでそれができるようにしないと難しいということです。

現在、例えば大手旅行会社等が事業者として名乗りを上げています。その大手旅行会社等が全国展開の中で、手軽に横須賀で外国語を母国語とする家庭にホームステイをしませんかという呼びかけをする。大手旅行会社等を通して横須賀に来て、外国の家に、それは相手、ホストとの関係になりますけれども、2日間あるいは1週間滞在する。それを大手旅行会社等が仲介する。実費相当分と相応のお礼を外国人家庭にする、そういうことで全体のスキームを回していくという考え方です。

○八田座長 今は子どもたちを田舎にやってみると体験とかというのがありますね。あれはお金を取っていますね。あれとはどういうふうに違うのですか。

○奥村課長 おそらく民泊のことだと思うのですけれども、一つは田舎のほうで県がガイドラインを出して認めるというのはやっている場合があります。

○八田座長 それは旅館業法との関係はどうなるのですか。

○上条部長 旅館業法というのは、知事または保健所設置市の長が審査するのですが、保

健所が、それは旅館業法に抵触するかどうかというのを決めます。今行った田舎に泊まるというのは、例えば農業体験させる、漁業体験をさせるという体験料を取っているという位置付けにするので、知事または保健所設置市の長としては、それは旅館業法に抵触しない、つまり、業として、泊めることに対しての対価ではなくて、そういう体験を提供していることでお金を取っているのです。

○八田座長 それでいいではないですか。英語教授で。

○上条部長 今は「外国人滞在のための施設」については、知事または保健所設置市の長が認定することにより、旅館業法の適用を除外することができるのですが、「外国人宅に日本人を滞在させること」は認めてくれていないので、このままだと、この事業ができないのです。

○八田座長 厚生労働省の権限というよりは、地元の保健所の権限ですか。

○上条部長 そうですね。地元の知事または保健所設置市の長の権限。でも、保健所の権限でもあります。そのガイドラインを知事または保健所設置市の長が出せないというのは、もしかしたら、これは旅館業法に抵触する可能性もあるなど思っているところがあると我々は考えています。

○八田座長 どれもこれも分かりやすい御説明だったと思います。これらは今の東京圏特区の中で当然できますね。神奈川県だから、要するに特区を新たに設置する必要はないわけで、これは進め方としては区域会議の中でも提案されようとしているわけですか。あれがなかなか立ち上がらないからということですね。

○上条部長 今回の提案は、直接国にするようにという話の中です。

○松田副部長 最後の旅館業法の話ですと、既に1回目の中に旅館業法の話がありますが、あれは外国人向けのこととして、こちらは日本人向けなので、新たな提案として出すようにというような指示を受けて今回出させていただいています。

○八田座長 では、後で何かありますか。事務局からは質問とかありませんか。

どうもお忙しいところをありがとうございました。